

愛知県警察運転免許試験場整備等事業「入札説明書」に関する質問・回答

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
1	入札説明書の定義	1		1					「入札説明書等と実施方針等及び実施方針等に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先する」とありますが、入札説明書等の記載が実施方針等の当該記載と変わらない場合、当該記載に関する質問回答は、有効であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	県が行う下記の業務との調整・協力	4		2		オ	(ウ)	d	「その他県が行う業務」とはどのようなものを想定しているのでしょうか。	工 事業目的に記載する免許管理等、試験場で行う業務全般です。
3	事業期間	4		2		カ			「整備対象施設の供用開始（県による運用開始）にあわせて、適宜維持管理業務及び附帯事業を実施する」とありますが、庁舎、四輪車庫の維持管理業務開始は平成32年4月1日であり、同年2月1日から3月31日までの維持管理は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	事業範囲となります。事業契約書（案）別紙7・1のサービス購入料B-2には、質問の維持管理費用を含みます。
4	事業スケジュール	4		2		キ			庁舎について、引渡し（平成32年1月末）から供用開始（平成32年4月）までの3ヶ月間についてどのようにお考えでしょうか。貴県による引越し作業等の準備期間との理解で宜しいでしょうか。	県による現施設からの什器備品等の庁舎への移転引越のほか、庁舎の供用開始に向けた事業者及び県の準備期間、これらを含めた事業者と県の調整期間と考えています。
5	事業スケジュール	4		2		キ			引渡しから供用開始まで期間のある施設について、実施方針の質疑回答（以下の項目）からは、「維持管理期間の前倒しは事業契約書において可能だが、維持管理期間がスタートした時点より15年間維持管理を行う」読み取れますが、間違いないでしょうか。 ・実施方針に関する質問・回答 P2 番号10 ・要求水準書(案)に関する質問・回答 P3 番号70 ・要求水準書(案)に関する質問・回答 P4 番号80	ご理解のとおりです。事業提案において設計・建設期間の短縮、庁舎の供用開始日の前倒しを提案し、かかる事業提案に基づき事業契約を締結した場合は、当該供用開始月を始期として維持管理・運営期間を15年（180ヶ月）とします（平成28年10月31日付で公表した「要求水準書（案）」に関する質問・回答No.70に該当）。事業提案において入札説明書等のスケジュールにて提案し、事業契約を締結した場合には、庁舎の供用開始日、維持管理・運営期間の変更は認められません（同No.80に該当）。
6	事業者の収入に関する事項	4		2		ク	(フ)		各施設の引渡しごとに該当するサービス購入料を支払われると考えて宜しいでしょうか。	事業契約書（案）別紙7を参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
7	応募者の参加・資格要件	9		3	(4)	ア			資金調達、ファイナンシャルアドバイザー、マネジメント業務を担当する企業が構成員として参加することは可能との理解で宜しいでしょうか。可能な場合の参加資格は、(4) 応募者等の参加・資格要件イ 応募者等の資格要件は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。後段の質問について、愛知県建設部入札参加資格者名簿、物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿等に登録していない場合は、落札者決定後に登録していただきます。
8	応募者の参加・資格要件	9		3	(4)	イ			各業務の資格要件(「構成員及び協力企業が許可を受けていること」と記されている建設企業の特定建設業の許可を除く)を満たす企業が協力企業であっても良いとの理解で宜しいでしょうか。	質問の「協力企業」が本事業で定義する協力会社に該当する場合、ご理解のとおりです。質問の「協力企業」が本事業で定義する応募企業、構成員及び協力会社とは別の企業に該当する場合、「協力企業」とは別に、応募企業、構成員又は協力会社が資格要件を満たす必要があります。
9	個別対話の実施	9		3	(3)	カ	(ウ)	b	個別対話では、より多様な視点での意見交換が出来ればと考えております。参加人数が8名以内となっておりますがもう少し増員させていただくことは可能でしょうか。	個別対話の通知において明示します。
10	応募者等の参加要件	10		3	(4)	ア	(ク)		(ク)の規定はあくまでも別々のグループで参加する事を規定しているのであり、同一グループでの参加は問題無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	応募者等の参加要件	10		3	(4)	ア	(ク)		入札参加を希望するものの中に、資本関係があってはならないと読めますが、どのような理由なのでしょう。ご教示頂きたく存じます。	aに記載する資本関係の場合、該当する二者に支配・従属関係に基づく一体性があり、公平性が確保できないと判断される場合があると考えためです。
12	応募者等の資格要件	10		3	(4)	イ	(ア)	c	設計の業務実績とは、新築又は改築の設計業務と考えて宜しいでしょうか。	新築、改築又は改修に係る設計業務の受託実績です。
13	応募者等の資格要件	10		3	(4)	イ	(ア) (ウ)	c c	設計及び工事監理の業務実績について、公告日現在において進行中物件を記載しても宜しいでしょうか。また、記載件数は、1件と考えて宜しいでしょうか。	前段の質問について、3(3)オの応募者等の参加資格確認基準日において、完了している業務の受託実績とします。後段の質問について、記載件数(確認の対象となる実績件数)は1件で構いません。
14	応募者等の資格要件	10		3	(4)	イ	(ア) (ウ)	c c	「元請として平成14年度以降延べ面積10,000㎡以上の事務所または庁舎の設計業務を受託した実績があること。」とありますが、基本設計、実施設計を問わずいづれかの受託実績と考えて宜しいでしょうか。	実施設計業務の受託実績とします。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
15	応募者等の資格要件	10		3	(4)	イ	(ア) (ウ)	c c	「元請として平成14年度以降延べ面積10,000㎡以上の事務所または庁舎の設計業務を受託した実績があること。」とありますが、設計業務実績を基本設計、実施設計別案件の複数実績の足し合わせとしても宜しいでしょうか。	No.14の回答を参照してください。
16	応募者等の資格要件	10		3	(4)	イ	(ウ)	c	工事監理の業務実績とは、新築又は改築の工事監理業務と考えて宜しいでしょうか。	新築、改築又は改修に係る工事監理業務の受託実績です。
17	応募者等の資格要件	10		3	(4)	イ			附帯事業を行う企業の資格要件について、どのような資格等が必要かご教示願います。	資格要件はありません。なお、愛知県建設部入札参加資格者名簿、物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿等に登録していない場合は、落札者決定後に登録していただきます。
18	入札説明書	11		3	(4)	イ	(I)	b	「庁舎の維持管理業務を受託した実績」とありますが、庁舎とは官庁の建物。行政事務を行っている建物という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	応募者の構成員等の変更	11		3	(4)	ウ			「参加表明書により参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。」参加表明後、参加資格を得た構成員内での代表企業の変更も不可となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	応募者の構成員等の変更	11		3	(4)	ウ			参加表明後に、応募グループの構成員及び協力会社の間で、応募者等の資格要件を満たすことを前提として、担当業務を変更する場合、様式12「応募グループの構成員及び協力会社の変更届」を提出すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、No.19の回答も参照してください。
21	応募者の構成員等の変更	11		3	(4)	ウ			参加表明後に、応募者等の資格要件を満たすことを前提として、応募グループに新たな構成員又は協力会社を加える場合、様式12「応募グループの構成員及び協力会社の変更届」を提出すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、No.19の回答も参照してください。
22	応募者の構成員等の変更	11		3	(4)	ウ			構成員及び協力会社の変更について県が認めた場合、変更後の応募グループの構成員及び協力会社が(4)ア及びイの要件を充足する場合は失格とされない、という理解で良いでしょうか。時系列による違いがあれば合わせてご教示ください。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	カ	(カ)	英字		
23	入札手続きの方法	12		3	(5)	ア			事業提案書の提出について、「提出日時 平成29年6月1日(木) 午前11時」となっていますが、受付は何時(何日)から行われるのでしょうか。上記日程及び時間ででのみの受付となるのでしょうか。	本項の提出日時が受付時刻となります。
24	入札手続きの方法	12		3	(5)	ア			郵送による場合は平成29年5月31日(水)午後5時までとなっていますが、その時間に出した提案書について差替えがあった場合は、6月1日午前11時まで可能との理解で宜しいでしょうか。	応募者が郵送し、県が受け付けた事業提案書等の差替えは認めません。
25	入札の取りやめ	12		3	(5)	オ			「県が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は入札の執行を延期若しくはとりやめることがあります。」とありますが、基本的には応募が1グループのみであった場合でも入札は行われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札執行回数	13		3	(5)	ケ	(I)		「入札執行回数は2回を限度」とありますが、2回目の入札が執行されるのは、どのような場合でしょうか。「15頁(6)カ 事業者の選定」に記載される「総合評価の上位の者から順に行われる契約交渉」との違いについても併せてご教示願います。	1回目の入札において、すべての入札書の金額が予定価格を超えた場合です。この場合は基礎審査前の段階であり、質問の「総合評価の上位の者から順に行われる契約交渉」とは関係しません。
27	落札者の決定・公表	15		3	(6)	オ			提案提出書類については、各企業のノウハウが記載されております。情報公開は原則行わない方針として頂けますでしょうか。	3(5)キ 提出書類の取り扱いのとおりに取り扱います。
28	契約保証金の納付等	16		3	(7)	オ	(ア)		当該業務期間とは、建設・設計に係る平成33年2月末まで、との認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。